

平成 20 年度税制改正要望について

平成 20 年度の税制改正について、当協会では、9 月度常務理事会において別紙の通りの要望事項を取りまとめ、このたび財務大臣、経済産業大臣、総務大臣並びに自由民主党政務調査会長及び税制調査会長に要望書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

平成 19 年 9 月 27 日
日本チェーンストア協会
広報・生活者担当
TEL:03-5251-4600
FAX:03-5251-4601

平成20年度税制改正要望

平成19年10月

日本チェーンストア協会

平成20年度税制改正要望事項について

《重点要望項目》

- I. 消費税に関する税制改正要望
- II. 給与所得者等働く者に関する税制改正要望
- III. 地球温暖化対策に関する税制改正要望

《個別項目》

＜国税＞

1. パート労働者の非課税限度額（103万円）の引上げ
2. 法人税率の引下げ及び課税ベース見直し
 - （1）法人実効税率引下げ
 - （2）交際費、寄付金等の損金制度見直し
 - （3）減価償却制度の見直し
 - （4）減損会計における減損損失の損金算入
3. 印紙税の廃止（17号文書等における印紙税の廃止）
4. ペーパーレス化に向けた電子保存の適用拡大

＜地方税＞

1. 外形標準課税制度における付加価値割の廃止
2. 事業所税の廃止
3. 法人住民税の見直し
 - （1）均等割課税方式の是正
 - （2）申告納税制度の見直し
4. 土地税制の見直し
 - （1）固定資産税の負担軽減
 - （2）不動産取得税における税額確定（納付書発行）時期明確化
5. 納税事務の簡素化

I 消費税に関する税制改正要望

1. 歳出削減への取り組みを着実に進めていただくこと

消費税を含む税制改革に臨む基本姿勢として堅持していただきたい第一の点は、6月に決定された「経済財政改革の基本方針2007(骨太の方針2007)」で明記の歳出・歳入一体改革における歳出削減を、国及び地方自治体いずれにおいても引き続き手綱を緩めず取り組んでいただくことを強く要望します。

(1) 小泉前内閣の下で与党が合意し、財政健全化のためとして国民に示した2007年度～2011年度までの5年間の歳出削減目標額14.3兆円～11.4兆円は、一時の税収増の状況をもって反故にすべきではなく、財政が完全に健全化するまでの間、随時、歳出削減の取り組み内容や財政健全化の進捗度などを検証していくことが必要と考えます。

(2) 財務省が公表している平成18年度末の「普通国債、財投債、借入金及び政府短期証券」に係る債務の現在高は、約834兆円としています。

さらに、平成19年3月末現在の長期債務残高予測では、国が約607兆円、地方が約166兆円(国との重複分除く)になるとしており、合計すれば約773兆円となります。

(3) 前記の長期債務残高約773兆円は、我が国のGDP(国内総生産)と比較すると約150%であり、大きく上回るものになっています。

また、これを別の指標、すなわち政府が保有する金融資産(この過半は年金給付等を賄うための積立金)を差し引いた純債務残高の対GDP国際比較で見ても、米・英・仏の40%台をはるかに上回る91.6%であるとしており、非常に厳しい状況にあるのではないかと見られます。

従って、今後においても、国及び地方ともに歳出削減に注力して取り組むことが何よりも必要なことと考えます。

2. 全ての国民の十分な理解と納得を得る必要があること

各ある税制の中でも特に消費税は、基本的に商品の売買等消費行為とともに巾広く発生する税であるが故に、事業者を含む全ての国民にとって所得税や住民税と並んで関心の高い税です。従って、今後の税体系全体の見直し論議の中で最大の焦点になるであろうことは衆目一致しています。

このような税の性格であるが故に、多くの関係者からの意見を聴取し、あらゆる角度からの検討を重ね、全ての国民が十分理解し納得し得るものにしていただくよう強く希望します。

(1) 先に公表された『骨太の方針 2007』の中での消費税に関わる記述は、「平成 19 年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しなどを踏まえつつ、消費税を含む税体系の抜本改革を実現させるべく、取り組む。」とされ、具体的内容が不透明のまま今後の議論に委ねられている状況にあります。

(2) 特に、消費税率の引上げについては、我が国（国及び地方）の税収の増減状況や税体系等全体論議の中で検討されるものと考えます。

ただし、検討の際には、消費税率（付加価値税率）の国際比較や歳入の増減の観点からの議論にとどまらず、我が国の勤労者世帯の労働実態、個人所得と税負担の状況、個人消費の実態、年金・介護・健康保険等社会保障の現状、将来設計への国民不安の除去等、あらゆる角度からの現状分析を行った上で検討することが必要不可欠なことであると考えます。

3. 消費税と年金とを議論する際は公正性・透明性を図ること

今般の年金に係る記録漏れ問題は、国民の将来における年金給付に対する不安感をより一層大きなものにしたと考えます。この問題は、単に事務処理上のミスとして関係者の責任の追求や社会保険庁の解体で済ませられる問題ではありません。

このようなときに、年金財政確保の必要性和消費税率の引上げとを絡めて議論がなされ、消費税の用途を「社会保障のため」としても疑義を感じるのみであり国民の信頼は得られないと考えます。

従って、先ずはこの年金記録漏れ問題に真摯な姿勢で臨み、国民の不安解消や信頼の回復に注力していただくよう強く要望します。

(1) 今後、少子化・高齢化が急速に進み将来の年金給付が増大していくことは明白であり、そのための財政基盤の確立が必要であることや、消費税がその基盤確立のための最有力候補の税であるとされていることは承知しています。

しかしながら、消費税率の引上げと年金財政確保等とを関連付けて議論する以前に、現状において最も求められることは、事務処理体制を含めた年金制度そのものの公正性・透明性を早急に確立することであり、国民が将来にわたって安心して信頼できるに足る制度を構築することが第一であると考えます。

(2) 本件は、年金徴収・給付事務が健全に執行されてこなかったことの長年にわたる蓄積が、少子化・高齢化問題を背景として表出したものであると考えますが、5,000 万件にも及ぶ記録漏れは、そのこと自体、将来にわたって制度の根幹・骨組みを揺るがす大きな問題であると言えます。

言い換えれば、全ての国民における国の機関や年金制度自体に対する不信感を増幅させたことはもとより、将来の年金受給開始後の生活設計に大

きな不安と失望感を抱かせるものとなったことは事実であると考えます。

- (3) 年金に係る記録漏れの解消に向け速やかな対応は不可避ですが、社会保障制度全般にわたる公正性・透明性の観点から、事務処理体制の見直しとともに、年金の未納・未加入問題の解消、年金・介護保険・健康保険等の負担と給付との関係をきちんと整理し、国民に示しつつ改革していくことが必要です。

こうした取り組みを行った上で、消費税を含む税体系全体の中で社会保障関係経費がどのように位置付けられるのかをきちんと議論していくべきではないかと考えます。

Ⅱ 給与所得者等働く者に関する税制改正要望

労働意欲喚起と生活環境向上のための税制が必要であること

企業の繁栄は、その企業で働く者の労働意欲も大きな要素です。

国際競争力強化のための企業に対する税制上の措置は重要ですが、近時、給与所得者等働く者に対する税制では、国から地方への税源委譲による所得税率の引下げ等はあったものの、度重なる各種控除の廃止・縮減により相対的に所得の改善は弱く、実質的に負担増の状況にあると言えます。

労働意欲喚起と生活環境向上のための税制改革を強く要望します。

- (1) 働く者、すなわち給与所得者にとっては、消費税もさることながら、日々の生活に大きく関わる所得税及び住民税の増・減税措置は、個人の消費行動に連動し、我が国GDPの約6割を占める個人消費に大きな影響を与えるものと考えます。

今般、国から地方への税源委譲の実施により所得税と個人住民税の税率が変わり、前者は平成19年1月から、後者は6月から実施されました。

これについては、所得税と個人住民税とを合わせた税負担は変わらないとされていますが、同時期に所得税及び個人住民税の定率減税が完全廃止となったことや、これまでの各種控除の廃止・縮減によって国民の負担は実質増の状況にあると考えます。

- (2) 厚生労働省では、「毎月勤労統計調査」によって常用労働者賃金に関する調査を行っていますが、超過労働給与を除く所定内給与は、年度及び月次で見ても前年対比マイナスで推移しており、給与所得は改善しているとは言えません。

また、総務省の「家計調査報告：勤労者世帯の収入の推移」に見られる消費支出は平成19年に入り対前年同月比プラスの月も一部には見られますが、マイナス基調で推移している傾向に変わりはなく、内閣府公表の月例経済報告において「消費は持ち直している」とはしているものの、全業種に及んでいるとは言い難い状況ではないかと考えます。

- (3) こうした状況は、「家計調査報告：消費支出（季節調整済実質指数）の推移（平成17年＝100）」という別の角度から見ても、平成17年11月以降、直近の平成19年5月までの間の長きにわたり100を割り込んでおり、水面下で跛行曲線を描きながら推移している状況に過ぎません。

以上のことを踏まえて、給与所得者を中心とする個人消費の実態を考えると、消費持ち直しの背景には、特定の業種に消費が偏在していることや、一部の業種での矢継ぎ早の新製品投入が一過性の消費回復を演出しているに過ぎないのではないかと考えます。

従って、こうした所得や消費の実態を十分見極めた上で、給与所得者等働く者に係る税制の見直しを図る必要があります。

Ⅲ 地球温暖化対策に関する税制改正要望

エネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）の拡充

【要望の趣旨】

標記の税制は、エネルギー需給の逼迫や原油価格高騰などに対応し得る需給構造の強化を目的として1981年（昭和56年）に「エネルギー対策促進税制」として創設され、以後、CO₂削減等地球温暖化対策の観点をも踏まえ、省エネルギー対策及び新エネルギー導入促進のための施策を拡充しながら今日に至っている税制であると理解しています

しかしながら、CO₂排出の増大傾向にある運輸、業務、民生の各分野に対しては、CO₂削減への取り組みについてより一層の強化が求められているところです。

その中であって、当協会会員社のような総合スーパー等の小売業は、冷凍・冷蔵、空調、照明及び商品等情報管理システムに係る電力エネルギー利用者としてCO₂排出者に位置付けられており、店舗等における省エネ設備機器の導入など、省エネルギー対策への取り組み強化は益々必要不可欠なものとなっています。

京都議定書に基づく地球温暖化対策は、国家としての特定の政策目的であり、これを実現するための政策手段としてのエネ革税制における租税特別措置は、今後の省エネルギー対策においても重要なファクターであることから、平成20年3月に適用期限を迎える本税制をさらに延長していただくことと、制度のさらなる拡充を強く要望します。

【要望の内容】

1. 適用期限の延長について

平成20年3月に適用期限を迎えるが、京都議定書に基づく温室効果ガス削減約束期間（平成20年（2008年）～平成24年（2012年））に合わせ、5年間延長すること

2. 対象設備機器の拡充について

エネルギー有効利用付加設備等の区分に、次の設備機器を加えること
冷凍・冷蔵設備機器（業務用）

（理由）

- ① 当協会会員社（平成19年6月現在79社）の年間総販売額約14兆円のうち約6割は食料品（農産品、畜産品、水産品及び惣菜等）です。これら食料品については、「食の安全・安心」をモットーとして「食品」に係る関係法令の遵守に努め、鮮度の維持・保全等に万全を期して対応しています。

こうした実情から、店内で用いる冷凍・冷蔵ショーケース及びバックヤードで用いる保冷库等の設備機器は必要不可欠なものです。

② 当協会会員社はGMS（総合スーパー）とSM（食品スーパー）を中心に構成されています。店舗における消費電力の用途別構成比（平均）は、「冷凍・冷蔵関係」で約34%、「空調関係」で27%、「照明関係」で約26%となっており、この3用途で約9割を占めています。

③ このうち、「空調関係」及び「照明関係」については、平成18年度エネ革税制の改正により対象設備の拡充が行われていますが、「冷凍・冷蔵関係」の設備機器については、これまでも本税制の対象設備機器の中で明確に位置付けられてこなかったと考えます。

しかしながら、当業界にとって、今後の省エネルギー対策を強力に進めていくためには、消費電力の面でウェイトの大きい「冷凍・冷蔵関係」の設備機器における省エネ化は不可欠な取り組みであり、CO₂排出削減の観点からも重要なこととなっています。

また、当該設備機器及びその設置等に係る投資額は非常に大きなものとなりますので、本税制による措置が必要不可欠です。

3. 基準取得価格について

現行制度同様、100%

4. 適用範囲の拡大について

(1) 大企業及びその子会社等についても、「税額控除」が選択可能な制度とすること

(理由) 現行制度では、「税額控除」と「特別償却」のいずれか一方を選択できるとしていますが、大企業及びその子会社等には「特別償却（基準取得価格の30%相当額が限度）」のみの適用となっています。

「税額控除」を選択できるのは、中小企業等（大企業の子会社等を除く資本金1億円以下の法人又は資本・融資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人。個人事業者においては従業員が1,000人以下のもの。）に限定され、基準取得価格の7%相当額の税額控除を受けることができます。

大企業及びその子会社等についても、「税額控除」が選択可能な制度とすることによって、高効率の省エネルギー設備機器への転換を促すことが必要です。

(2) リース契約による場合も適用すること

(理由) 現行制度では「直接取得した場合にのみ適用」としています。

店舗規模の大きさによっても異なりますが、当該設備機器の導入には相当の投資を必要とすることから、規模の大きな店舗ほど設備機器の入れ替えにはリースによって対応しているケースが多い状況です。従って、「リース契約による場合」も適用することによって、高効率の省エネルギー設備機器への転換を促すことが必要です。

個別項目

<国 税>

1. パート労働者の非課税限度額(103万円)の引き上げ

- (1) 地域に根ざした事業の展開をする流通業界においては、パート労働者は企業経営を支える大切なパートナーです。また、多様な就労形態を望むパート労働者にとって可処分所得が依然減少する中、パート収入の家計に占めるウエイトはますます大きくなっています。こうした現状において、流通業界は就労の場として重要な位置付けにあると考えます。
- (2) 当業界は、出店地における雇用状況に大きく貢献しています。現行の非課税限度額(103万円)では、子育て・教育、住宅ローン、保健医療・介護等に要する費用の捻出のために労働時間の制約がある中で働いているパート労働者が、年末にかけて就労調整をせざるを得ない状況にあり、企業とパート労働者との良好な雇用関係の妨げにもなっています。
- (3) 本制度は、パート労働者にとっても当業界にとっても必要な制度であり、ひいては個人消費の喚起にも繋がるものと考えられ、また、多様で良好な雇用環境をより一層整備するためにも必要と考えられるパート労働者の非課税限度額(103万円)を引上げていただくよう要望します。

2. 法人税率の引下げ及び課税ベース見直し

企業における公的負担が増加する中で、経営改善に向けた企業努力が報われるよう、また、我が国経済の活性化を図っていく上でも国際競争力に耐える法人税における税率の引下げ及び課税ベースの見直しが必要と考えます。

(1) 法人実効税率の引下げ

国際市場における競争激化の中、アジア諸国のみならず欧州各国においても法人課税に対する負担軽減の動きは顕著であり、法人実効税率を比較するとわが国の39.54%は、EU諸国のスウェーデン28.0%、イギリス30.00%、フランス33.33%、イタリア37.25%や、アジア諸国のシンガポール20.0%、中国33.0%と比べると依然として高い状況にあります。また、海外企業のわが国進出にとっても足枷になっているとも言われています。

こうした状況を踏まえ、わが国経済の活性化を図っていく上でのわが国企業の国際競争力の維持・強化は必要不可欠であることから、法人実効税率を国際的な水準まで引下げてくださいよう要望します。

(2) 交際費、寄付金等の損金制度見直し

地域に密着した当業界において、交際費は周辺地域に対する地域振興・社会貢献活動の一環としての渉外活動等に要する費用として不可欠なものであ

ります。このように、事業活動において最低限必要なものについては経費とし損金算入できるよう見直していただくことを要望します。

また、寄付金は、企業の社会的責務として果たすべき役割の一つである社会貢献と理解しています。企業が社会奉仕活動に積極的に参画できるよう、かつ支援を求めている関係者が円滑に活動できることにつながるよう指定寄付金の範囲及び損金算入限度額を拡大していただくよう要望します。

(3)減価償却制度の見直し(耐用年数短縮及び少額減価償却資産損金算入限度額の引き戻し)

減価償却制度につきましては、平成19年度税制改正において償却限度額及び残存価額が廃止され、一部の耐用年数について見直しされました。

しかし、店舗用建物における耐用年数については見直しがされず、小売業のように多様化する消費者ニーズへの対応やグローバル化する経済情勢を肌で受ける業界にとって現行の39年では実態に即したものとは言えません。一例として、ファッションの短縮化等に即応すべく、床(絨毯等)の張替え、カーテンの付け替え等の店舗改装・設備の変更を頻繁に行う必要もあります。

こうした現状を踏まえ、店舗用建物における耐用年数は20年に短縮していただき、また、少額減価償却資産の損金算入限度額は平成10年度税制改正において20万円未満から10万円未満に引き下げられましたが、小売業においては少額資産が比較的多く存在することから改正前の20万円未満へ引き戻していただきたい。

(4)減損会計における減損損失の損金算入

法人税法上、固定資産の評価損は原則、損金不算入とされ、特別の事実がある場合に限り例外的に損金算入が認められます。企業にとって減損会計における固定資産の減損損失は多額となる可能性があります。税法上、損金不算入とされているため企業を運営する上での負担が更に大きくなることから、損金算入できるよう見直していただきたい。

4. 印紙税の廃止(17号文書等における印紙税の廃止)

IT化の進展に伴い、カード決済、電子マネーや電子決済による商取引が急速に進んでおり、ペーパーレス化はより一層普及拡大していくことは明らかです。環境保全の観点からもペーパーレス社会を目指している我が国において、文書課税制度の見直しは必要不可欠なことであると考えます。

特に領収書等(17号文書)への課税については、ネット販売と店頭販売といった取引形態により課税の有無が生じており不合理であるため廃止していただきたい。また、印紙税は消費税との二重課税になると考えられることから完全廃止に向け早急に検討していただきたい。

5. ペーパーレス化に向けた電子保存の適用拡大

電子帳簿保存法が改正され、一部の書類の保存につきましては電子保存が認められたことにより、特にレシート控えの保管コストは大幅に削減されました。一方、3万円以上の契約書及び領収書、保管コストが多分に必要となる帳簿等の書類については、未だ紙媒体により7年間の保存が義務付けられ電子保存の対象外となっています。

近年、環境への配慮による省資源の観点から、各種書類等の紙媒体での保管・保存から、ペーパーレス化に向けた取組みが進められています。

そこで、公的書類の保管・保存のあり方についてもこうした状況を十分勘案いただき、真実性を確保する要件を整備し、3万円以上の契約書及び領収書、帳簿等をスキャナ保存の対象としていただきたい。

<地方税>

1. 外形標準課税制度における付加価値割の廃止

法人事業税における外形標準課税制度の課税標準は、資本割（各事業年度の資本等の金額）、所得割（各事業年度の所得（利益）及び清算所得）と付加価値割（各事業年度の報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料、損益）としており、応益課税として既に負担している法人住民税の均等割、固定資産税との二重課税となっています。

また、実質的な賃金課税と言わざるを得ない本制度は、生活者に廉価で良い商品を提供する店舗運営を行う労働集約型の流通業界にとっては、企業経営を圧迫し、地域雇用にも深刻な影響を及ぼすことになると思料されることから、法人事業税における付加価値割については早急に廃止していただきたい。

2. 事業所税の廃止

市町村目的税である事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるとされ、都市の行政サービスと所在する事業所の受益関係により事業所等に課税されています。

本税の目的とする事業内容、費用対効果等についての十分な周知と評価・公表がなされていないことに疑問を持たざるを得ません。

また、本税は従業員割として人件費に対して課税されることから極めて人頭税的要素が強く、さらに資産割としての建物床面積への課税や法人事業税における付加価値割及び固定資産税と二重三重の課税となっており、速やかに廃止していただきたい。

3. 法人住民税の見直し

(1) 均等割課税方式の是正

法人住民税については、所得に関係なく事業規模及び従業員数を基準に課税されることから、労働集約型の業種には過重となっており、業種間に不均衡が生じています。

また、業態・店舗規模により従業員数にバラツキがあり、現在の事業規模、従業員数の基準では、50人までは41万円が50人を超えると300万円になる等非常に大きな格差が生じています。

従って、現行50人を境とする区分を100人までは10人単位とし、それ以上については50人単位とする等の細分化や従業員1人当たりの均等割額を決め算出する等見直していただくよう要望します。

(2) 申告納税制度の見直し

法人住民税の自治体ごとの申告納付では非常に大きな事務負担となっています。ちなみに、申告納付へは1人で、申告書作成準備25時間、発送準備12時間、納付手続3時間の概ね40時間を費やす企業もあります。

したがいまして、申告書、納付書の電子化を図り、都道府県への一括納付とし市町村へ分配する等していただくことを要望します。

4. 土地税制の見直し

(1) 固定資産税の負担軽減

固定資産税については、平成16年度税制改正において「商業地等の固定資産税・都市計画税の条例減額措置」が講じられ、負担水準の60%相当額まで条例で減額可能となりました。

また、平成18年度税制改正においては、条例による限度額制度が平成20年度まで延長されましたが、実際に本制度を活用されたのは一部の自治体に過ぎず、負担水準の均衡化は進んでいません。商業地等における負担水準の均衡化に向け、速やかに引下げよう市町村等地方自治体を指導していただきたい。

(2) 不動産取得税における税額確定(納付書発行)時期明確化

不動産取得税については、個々の物件により要件が様々なため決定までの期間にバラツキ等が生じることは理解しますが、納税者の事務負担軽減のため、申告時に課税手続きの開始時期及び税額決定通知(納付書)等の発行時期を示していただきたい。

5. 納税事務の簡素化

全国展開により広域的に事業活動を行う当業界では、都道府県、市町村ごとの納税事務は多大な事務負担となっていることから、本部所在地での一括納付を可能とするなど申告納税先を集約化し納税事務を簡素化するよう要望します。

以 上